

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会  
第8回会合 議事要旨

1 日時 平成23年1月31日(月) 10:00～11:45

2 場所 総務省11階 第3特別会議室

3 出席者(敬称略)

○構成員

堀部座長、相田座長代理、木村構成員、桑子構成員、長田構成員、野原構成員、  
藤原構成員、松本構成員

(欠席:岡村構成員、清原構成員、國領構成員、別所構成員)

○ワーキンググループ主査

長谷部主査、新美主査、宍戸主査代理、藤川主査代理

○総務省

平岡総務副大臣、

小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、原口電気通信事業部長、古市事業政策課長、  
高崎情報通信政策総合研究官、鈴木消費者行政課長、大村消費者行政課企画官、  
松井消費者行政課課長補佐、中村消費者行政課課長補佐、長瀬消費者行政課課長補佐、  
村田消費者行政課課長補佐、久保田消費者行政課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 平岡総務副大臣挨拶

(3) 議題

① 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する中間  
報告(案)について

② 各WGの検討状況について

③ その他

(4) 閉会

5 議事要旨

(1) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する中間報告  
(案)について

- ・藤川主査代理及び宍戸主査代理から資料2に基づき青少年インターネットWGの検討状況、また、中間報告案(資料3)について説明があった。さらに、藤川主査代理からWGでの検討におけるiPhoneのフィルタリングサービスの提供に関するアップルジャパン社に対する質問とその回答について説明があった。
- ・主なやり取りは以下のとおり。

(堀部座長)

- ・昨年9月の研究会の第二次提言の取りまとめを受け、年齢認証の確実化について、総務省から関係事業者に検討するよう要請がされたが、その後の状況はどのようなになっているのか。

(事務局)

- ・昨年9月の第二次提言を受け、携帯電話事業者及びCGM運営者に対して、年齢認証の確実化のために、事業者間での協議の場を設けることを要請したところ。これを受けて、昨年10月から年末にかけて事業者間の協議が進められ、協議の結果、本日からグリー株式会社がKDDI株式会社の年齢認証サービスの導入を開始すると聞いている。その他のCGM事業者においても順次開始する方向で検討していると承知している。

(松本構成員)

- ・青少年インターネット環境整備法の適用の対象としているのは、音声通話ができる携帯電話に限定されているのか。
- ・過去には、ダイヤルQ2を通じた音声通話を使って青少年が犯罪に巻き込まれた例があったが、現在でも音声通話によって青少年が被害に遭っている事例が多いのか。現状では、インターネットなどのデータ通信が多いと思うが、今後は、データ通信を利用できる携帯電話を適用対象とすべきではないか。

(藤川主査代理)

- ・現行法では、携帯電話は通話できるものを対象としている。データ通信専用の端末は対象としていない。法制定時には、基本的には青少年は通話できる端末でインターネットを利用していると想定していた。今後はデータ専用端末を使う青少年も増えてくると想定されるが、中間報告にも記述したが、まずは民間の取組で通話機能のない携帯端末についても対策を進めてもらい、その状況を受けて法改正が必要かどうかの検討をすることになると思う。

(長田構成員)

- ・CGMサービスの年齢認証の確実化については、第二次提言のパブコメで仕組みによってはセキュリティ上の脆弱性について指摘があり、第二次提言では「セキュリティ確保の観点から専門家による点検や確認といったプロセスを踏まえる等、適切な取扱いが行われるよう検討に十分な準備期間を置くこと」となっていたが、今般の年齢認証の仕組みを構築する際に、セキュリティの専門家による点検や検討はどのようにされたのか。

(事務局)

- ・具体的にセキュリティの専門家などがどの程度検討に関わったのか詳細は承知していないが、年齢認証の仕組みの構築にあたって、プライバシーへの配慮、同意の取得の方法、目的外に利用しないようにするための仕組み作りなどについてセキュリティ面も含め十分検討がされて実施に至ったと聞いている。

(長田構成員)

- ・技術的対策が完全に実施されたということを証明するために技術仕様などの公表を

お願いしたい。

#### 【中間報告案について】

中間報告については、用語の統一等の修正を行った上で、2月8日の内閣府検討会へ報告されることとなった。

#### (2) 各WGの検討状況について

##### (ア) プロバイダ責任制限法検証WGの検討状況について

- ・長谷部主査から、資料4に基づいてプロバイダ責任制限法検証WGの検討状況について説明があった。
- ・併せて、資料4-2「社会的法益を侵害する情報の送信防止措置をとった場合のプロバイダの民事責任」について説明があった。
- ・主なやり取りは以下のとおり。

##### (松本構成員)

- ・消費者からは、インターネット上に横行している詐欺商法などの情報を何とかならないのかという要望が寄せられているが、このような情報は対象にならないのか。

##### (長谷部主査)

- ・プロバイダ責任制限法で想定しているのは、表現の自由とその表現の内容によって権利・利益が侵害されたことの権利関係を念頭としている。ご指摘の内容については法律の対象とはなっていない。

##### (松本構成員)

- ・詐欺的情報を法律の適用範囲となるような検討はされないのか。

##### (堀部座長)

- ・プロバイダ責任制限法については、権利侵害情報が基本的に対象で、その対象範囲をどこまで広げられるか議論の余地はある。送信防止措置については、協議会でガイドラインを策定して、それに基づき措置をしているが、松本構成員が指摘された詐欺的情報やヤミ金などへの対応は検討されていると聞いている。

##### (桑子構成員)

- ・プロバイダ責任制限法については、権利侵害情報が対象。具体的な対処のために、ガイドライン検討協議会で、「名誉毀損・プライバシー、著作権、商標権、発信者情報開示」の各ガイドラインを策定し、関係者で運用しているところ。
- ・権利侵害情報以外の違法な情報については、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」に基づき措置をしていくことになるが、ご指摘の「ヤミ金」などの情報については、昨年、金融庁と協議して、ガイドラインに追加している。
- ・業界としてもガイドラインの迅速な見直しで対応しているところ。

##### (松本構成員)

- ・麻薬売買の広告のように広告そのものが違法ということであれば、その情報に対す

る措置は明確であるが、詐欺的なサイトなどに誘い込む手段として広告の表面だけを見ると違法なものではないものが横行している。そのような情報に対する措置の検討が必要ではないか。

(イ) 電気通信サービス利用者WGの検討状況について

- ・新美主査から、資料5に基づいて電気通信サービス利用者WGの検討状況について説明があった。

(ウ) 迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WGの検討状況について

- ・新美主査から、資料6に基づいて迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WGの検討状況について説明があった。

以上